

# 認定こども園に移行した場合の変更点 (施設型給付費)

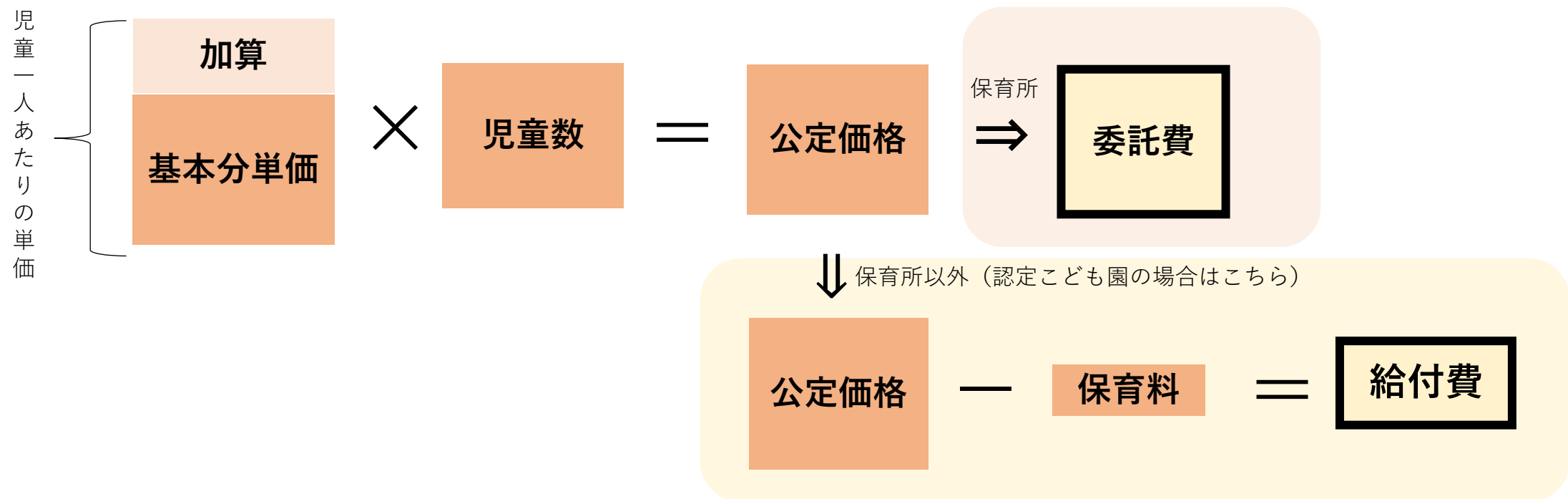
## ・ 主な変更点

1. 教育部分と保育部分の給付費が支払われるようになります。
2. 必要職員数が増えます。
3. 受けられる加算が変わります。

# 1. 教育部分と保育部分の給付費が支払われるようになります

(おさらい) 給付費はどのように算出されるか？

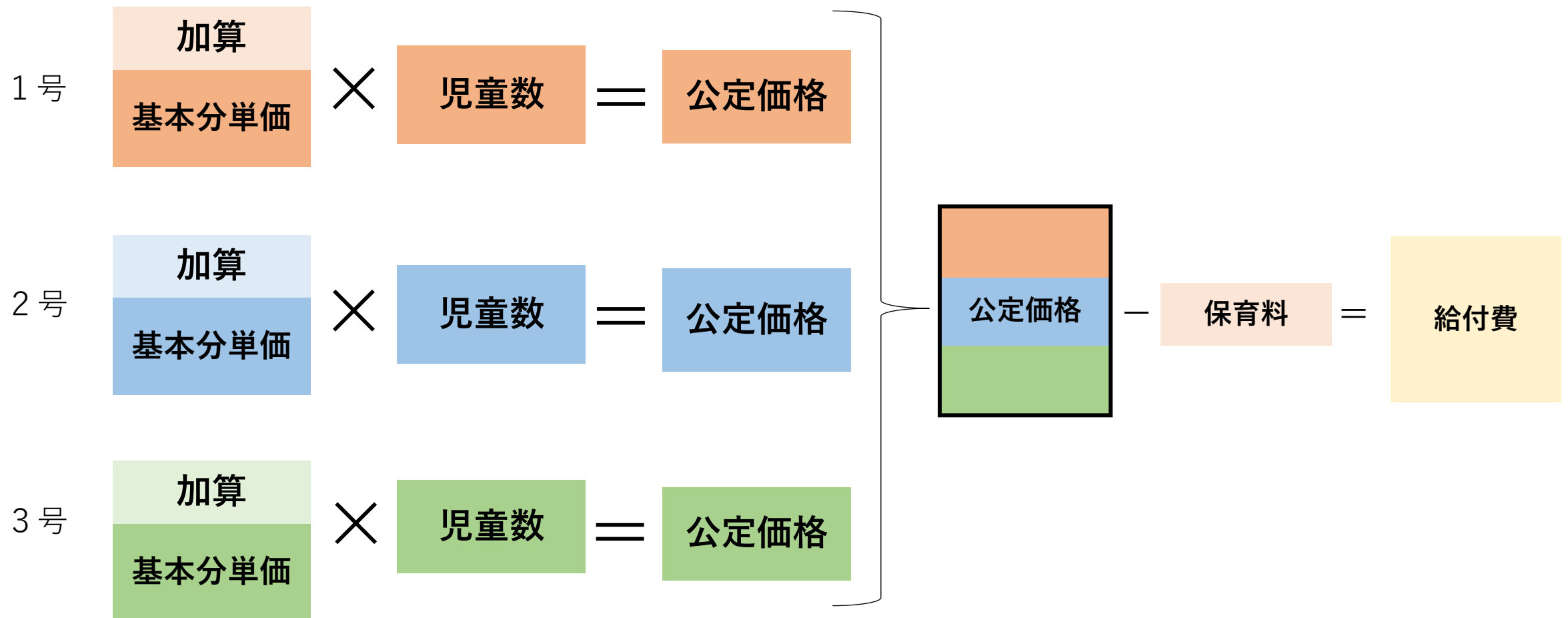
<給付費・委託費の算出イメージ>



- 月々の「児童一人あたりの単価」と「児童数」で給付費が決まる。  
(厳密には、保育料収入を除いた分を給付費としてお支払いします。)
- 給付費の金額の大小を決めるのは、「加算」と「児童数」。

# 1. 教育部分と保育部分の給付費が支払われるようになります

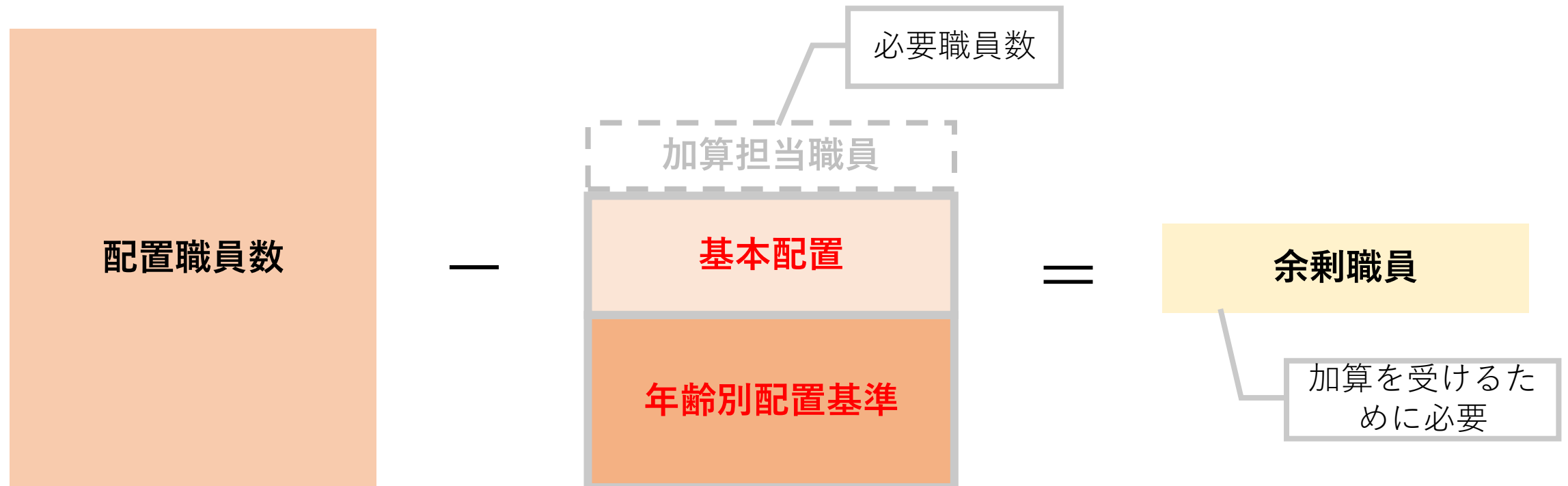
認定こども園に移行すると…



- 1号、2号、3号それぞれの単価と児童数で算出した公定価格の合計で、給付費が算出される
- 保育料を徴収する必要がある
- 特定の認定区分にのみ適用される加算（減算）がある  
例) チーム保育加配加算、休日保育加算、副園長・教頭配置加算

## 2. 必要職員数が増えます

(おさらい) 必要職員数とは？



- 必要職員数とは、最低限確保しなければならない職員数のことです。
- 必要職員数 = 年齢別配置基準 + 基本配置 (+ 加算担当職員)
- 余剰職員数が多いほど、加算を多く受けられます。  
(余剰職員に関係なく受けられる加算も一部あります。)

## 2. 必要職員数が増えます

年齢別配置基準で求められる職員数が増えます。

- 新たに1号若しくは2・3号の子どもを受け入れる分、移行前より保育教諭の配置が必要になります
- （幼稚園のみ）乳児、1，2歳児の配置基準が設定されます

### 認定こども園の年齢別配置基準

- ・ 4歳以上児30人につき1人
- ・ 3歳児20人につき1人
- ・ 1，2歳児6人につき1人
- ・ 乳児3人につき1人

### （参考）幼稚園の年齢別配置基準

- ・ 4歳以上児30人につき1人
- ・ 3歳児20人につき1人

## 2. 必要職員数が増えます

基本配置で求められる職員数が増えます。

○代替保育教諭を1号と2・3号で合計2人を加配する必要があります。

### 認定こども園の基本配置

【園長】1人

【保育教諭等】

- ・2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配
- ・主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配
- ・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配

【事務職員】

1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要）

【調理員等】

利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

【学校医・学校歯科医・学校薬剤師】

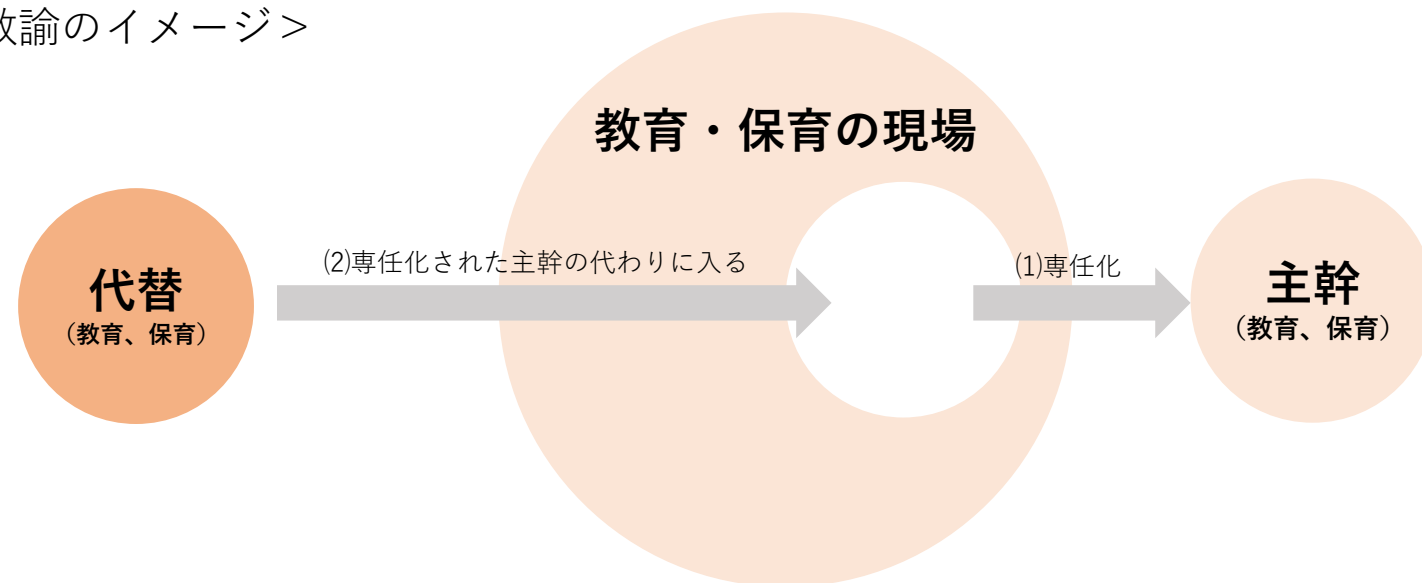
## 2. 必要職員数が増えます

### 代替保育教諭とは？

⇒ 主幹保育教諭が教育・保育に従事できない分の代わりにの保育教諭のこと。

- ・ 認定こども園では、主幹保育教諭を、“主幹業務専任の職員”とする必要がある。  
(主幹保育教諭は、クラス担任など、教育・保育の現場を中心とした業務に従事することができない。)
- ・ 代替保育教諭は、基本配置で求められる職員。  
(必ず加配する必要がある。)
- ・ 教育部分の代替保育教諭、保育部分の代替保育教諭の2人を加配する必要がある。

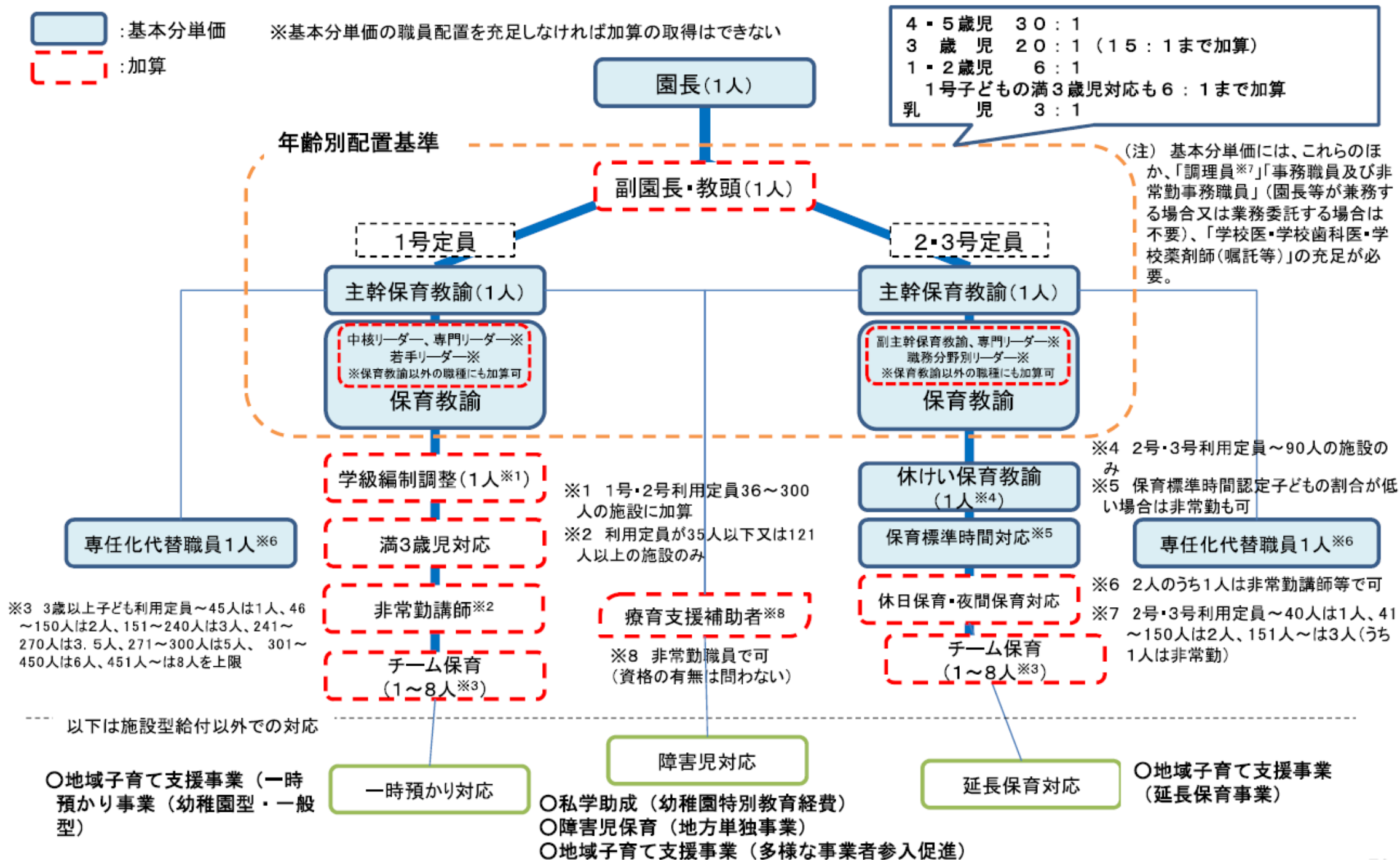
<代替保育教諭のイメージ>





# 2. 必要職員数が増えます。

・認定こども園の必要職員数のイメージ



# 3. 受けられる加算が変わります

認定こども園で新たに受けられる加算は次の黄色塗りつぶしのとおりです。

保育所 ⇒ 認定こども園

加算項目	保育所	認定こども園
副園長・教頭配置加算		○
学級編成調整加配加算		○
満3歳児対応加配加算		○
講師配置加算		○
チーム保育加配加算		○
通園送迎加算		○
給食実施加算(1号)		○
チーム保育推進加算	○	
副食費徴収免除加算(1号)		○
外部監査費加算		○
<b>特定加算項目</b>		
事務職員雇上費加算	○	
事務職員配置加算		○
指導充実加配加算		○
事務負担対応加配加算		○
施設関係者評価加算		○
<b>減算項目</b>		
施設長を配置していない場合	○	
定員を恒常的に超過する場合(1号)		○
定員を恒常的に超過する場合(2・3号)		○
定員を恒常的に超過する場合	○	
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(1号)		○
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(2・3号)		○
年齢別配置基準を下回る場合		○

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

幼稚園 ⇒ 認定こども園

加算項目	幼稚園	認定こども園
学級編成調整加配加算		○
休日保育加算		○
減価償却費加算		○
賃借料加算		○
副食費徴収免除加算(2号)		○
<b>特定加算項目</b>		
主任保育士専任加算		○
主幹教諭等専任加算	○	
子育て支援活動費加算	○	
高齢者等活躍促進加算		○
<b>減算項目</b>		
分園の場合		○
土曜日に閉所する場合		○
定員を恒常的に超過する場合(1号)		○
定員を恒常的に超過する場合(2・3号)		○
定員を恒常的に超過する場合	○	
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(1号)		○
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(2・3号)		○

. . . (2)

. . . (3)

# 3. 受けられる加算が変わります

## チーム保育加配加算

⇒ 3歳以上子どもに対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算に受けられる加算項目。

### (特徴)

- ・ 他の加算と比べて、加算額が大きい
- ・ 余剰職員によって加算区分が決まる。余剰職員が多いほど、高い区分が適用される。
- ・ 1号と2号の子どもの単価に加算される（3号の子どもの単価には加算されない）

加算を受けるためには… ※

- 1 必要職員数を充足している
- 2 副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編成を行う等、3歳以上子どもに対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施している

※ここに記載した以外にも細かい要件がありますので、詳細は留意事項通知等を必ずご確認ください。

# 3. 受けられる加算が変わります

## 主幹保育教諭等専任化未実施（1号） ※減算項目

⇒ 1号の主幹保育教諭が、主幹の業務専任の職員となっていない場合に適用される減算項目。

### （特徴）

- ・ 減算額が大きい
- ・ 1号の子どもの単価が減算される

減算を受けないためには... ※

- ・ 必要職員数を充足させる
- ・ 1号の主幹保育教諭を配置する
- ・ 1号の主幹保育教諭の代替職員を加配する
- ・ 主幹保育教諭が、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる
- ・ 認定こども園で次の2つ以上の事業を実施している
  - ・ 幼稚園型一時預かり事業（在園児向けの預かり事業）
  - ・ 一般型一時預かり事業（非在園児向けの預かり事業）
  - ・ 満3歳児に対する教育・保育の提供
  - ・ 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供
  - ・ 年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取り組み

※ここに記載した以外にも細かい要件がありますので、詳細は留意事項通知等を必ずご確認ください。

# 3. 受けられる加算が変わります

## 主幹保育教諭等専任化未実施（2・3号） ※減算項目

⇒ 2・3号の主幹保育教諭が、主幹の業務専任の職員となっていない場合に適用される減算項目。

(特徴)

- ・減算額が大きい
- ・2・3号の子どもの単価が減算される

減算を受けないためには… ※

- ・必要職員数を充足させる
- ・2・3号の主幹保育教諭を配置する
- ・2・3号の主幹保育教諭の代替職員を加配する
- ・主幹保育教諭が、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる
- ・認定こども園で次の2つ以上の事業を実施している
  - ・延長保育事業（在園児向けの預かり事業）
  - ・一般型一時預かり事業（非在園児向けの預かり事業）
  - ・病児保育事業
  - ・乳児が3人以上利用している施設
  - ・障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設

※ここに記載した以外にも細かい要件がありますので、詳細は留意事項通知等を必ずご確認ください。

# ・各種資料

子ども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

- ・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」  
⇒加算（減算）の要件が示されている国の通知です（留意事項通知）。
- ・公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.23）  
⇒留意事項通知より詳細な加算（減算）要件が示された国の資料です。

公定価格に関する情報

- ・ [特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付け通知）（PDF/938KB）](#)

<加算適用申請書参考様式>

- ・ [幼稚園（Excel/92KB）](#)
- ・ [保育所（Excel/131KB）](#)
- ・ [認定こども園（Excel/152KB）](#)
- ・ [家庭的保育事業（Excel/85KB）](#)
- ・ [小規模保育事業A型・B型（Excel/108KB）](#)
- ・ [小規模保育事業C型（Excel/92KB）](#)
- ・ [事業所内保育事業（Excel/110KB）](#)
- ・ [居宅訪問型保育事業（Excel/46KB）](#)

- ・ [公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.23）（PDF/795KB）](#)
- ・ [施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付け通知）（PDF/303KB）](#)  
[別紙様式（Excel/332KB）](#)

## 加算（調整）適用申請書の試算様式

- ・ 認定こども園の試算様式を添付しています（資料10-1）。  
なお、当該様式は令和5年度の内容であり、内容に変更がある可能性があります。